

第1回企画等専門調査会(平成23年11月21日)資料  
 「<平成23年度>食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について(案)」抜粋

評価課題／危害要因	危害要因に関する概要等	国内外における評価状況、管理状況等
防カビ剤(ジフェニル)	<p>・我が国では食品添加物として指定され使用が認められているもののみが流通している。必要に応じて規格や基準が定められている。原則として使用添加物には表示義務がある。</p> <p>・横浜市衛生研究所:食品添加物データシート</p> <p>ジフェニル:                      用途:グレープフルーツ、レモン、オレンジ類の防腐                      使用基準: グレープフルーツ、レモン、オレンジ類:0.070g/kg未満(残存量)                      安全性: ADI:0~0.05 mg/kg体重/day(条件付で0.05~0.25mg/kg体重/day)                      毒性:急性:ラット 経口 LD50 3.5~5g/kg、ウサギ 経口 LD50 2.4g/kg</p>	<p>&lt;国内&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全委員会による評価状況:なし。</li> <li>・厚生労働省:食品、添加物等の規格基準(厚生省告示第370号)において指定添加物(防かび剤)の使用基準等が定められている。</li> </ul> <p>&lt;海外&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・WHO/FAO合同食品添加物専門家会議(JECFA):                      ジフェニル:条件付きでADIを0.05~0.25mg/kg体重/日に設定。</li> </ul>